

愛知県屋外広告物審議会規則

〔昭和39年7月8日
愛知県規則第92号〕

〔沿革〕 昭和49年7月24日規則第71号、50年7月2日第54号、平成10年3月25日第18号、13年7月10日第68号、15年6月27日第78号改正

愛知県屋外広告物審議会規則をここに公布する。

愛知県屋外広告物審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号）第37条第5項の規定に基づき、愛知県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和49年規則71号、平成10年18号、15年78号〕

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

一部改正〔昭和50年規則54号、平成10年18号〕

(委員及び臨時委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- | | |
|----------------|------|
| 一 学識経験を有する者 | 6人以内 |
| 二 県議会の議員 | 1人 |
| 三 関係行政機関の職員 | 1人 |
| 四 広告関係業者を代表する者 | 4人以内 |
| 五 商工会議所関係者 | 1人 |
| 六 市町村の長 | 2人以内 |

2 前項第1号、第4号及び第5号に掲げる者のうちから任命された委員の任期は

2年とする。

- 3 臨時委員は、学識経験を有する者その他当該特別の事項を調査審議するため適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

一部改正〔昭和50年規則54号、平成10年18号、平成13年68号〕

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、当該特別事項につき会議を開いて議決をする場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(幹事)

第6条 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 愛知県屋外広告物審議会規則（昭和25年愛知県規則第64号）は、廃止する。

附 則（昭和49年7月24日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則（昭和50年7月2日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月25日規則第18号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月10日規則第68号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛知県屋外広告物審議会規則第3条第1項第1号に掲げる者のうちから任命された委員である者の任期については、改正後の愛知県屋外広告物審議会規則第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年6月27日規則第78号）

この規則は、平成15年7月1日から施行する。